

# 報告資料 7

## 令和 7 年第 4 回昭島市議会定例会一般質問＜教育委員会関係＞について

### 永井 みつる 議員(4~6ページ)

- 2 教員の働き方改革について（指導担当）
  - (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画
  - (2) 自動採点システム
  - (3) 家庭訪問の簡素化
- 3 「特別の教科 道徳」について（指導担当）
  - (1) 地域愛の育成
  - (2) 地域行事との連携
  - (3) 「議論する道徳」への工夫

### 大島 ひろし 議員(7~8ページ)

- 2 こどもと学校と地域について（学校教育部）（生涯学習部）
  - (1) 学校の土日の開放事業について
  - (2) P T A と子ども会の現状と今後について
  - (3) 自治会の区域と学校区の指定との関係性について

### 赤沼 泰雄 議員(9ページ)

- 1 気候変動に伴う諸課題について（学校教育部）
  - (2) 小中学校における対策について

### 佐藤 文子 議員(10~13ページ)

- 2 子どもの権利である「教育」行政として、平等な教育の機会を保障する市の取り組みを問う（学校教育部）
  - (1) 教育費の保護者負担を大幅に減らす取り組みを求める
  - (2) 不登校児童・生徒の居場所づくりについて
  - (3) 30人学級の実現など、教育条件の整備について
  - (4) 教員の労働条件・環境改善の取り組みについて

### 八田 一彦 議員(14~15ページ)

- 2 公共施設の整備について（生涯学習部）
  - (1) テニスコートについて
  - (2) 複合的な施設について

## **三田 俊司 議員(16~17ページ)**

---

- 1 市民が安全・安心に暮らせる昭島市の為に (学校教育部)
  - (1) 子ども達が安全に、安心して過ごせる為の施設整備について
  - (2) 学校や保育所、幼稚園等における防犯訓練の実施について
  - (3) 教員D B等の確認による児童・生徒らを性犯罪から守る取り組みについて

## **木崎 親一 議員(18ページ)**

---

- 1 人口変動下における市政運営について (学校教育部)
  - (1) 小中学校の方向性について

## **なかお フミヒト 議員(19~22ページ)**

---

- 1 昭島市における給特法改正後の対応について (指導担当)
  - (1) 昭島市における教員の労働環境と業務実態について
  - (2) 昭島市における働き方改革と教員業務削減について
  - (3) 昭島市における学校管理職の役割と働き方改革の評価方法について
  - (4) 昭島市における部活動改革と地域移行について

## **ゆざ まさ子 議員(23~26ページ)**

---

- 1 子育て・教育環境について (指導担当)
  - (1) 子どもたちの性被害防止に向けた対策について
  - (2) 共同親権制度について
  - (4) 昭島市立中学校の標準服について
  - (5) 平和教育の取り組みについて

## **小林 こうじ 議員(27~29ページ)**

---

- 1 交通安全対策について (指導担当)
  - (1) 道路交通法改正による自転車への罰則強化に伴い、小中学生へのルール教育について伺う
- 2 スポーツ施設について (生涯学習部)
  - (1) 残堀川調節池運動施設調査設計の進捗状況について伺う
  - (2) 屋外スポーツ施設の暑さ対策について伺う
  - (3) ナイター設備について伺う

## **林 まい子 議員(30~31ページ)**

---

- 2 すべての子どもを誰ひとり取り残さない学校教育を（指導担当）
  - (1) 不登校施策について

## **美座 たかあき 議員(32~33ページ)**

---

- 1 主権者教育の推進について（指導担当）
  - (1) 主権者教育の現状と選挙管理委員会との連携について
  - (3) 主権者教育推進プランの策定について

## **青山 秀雄 議員(34~36ページ)**

---

- 1 教育問題について（学校教育部）
  - (1) 学校教育に関する諸問題について

## **永井 みつる 議 員**

---

### 2 教員の働き方改革について（指導担当）

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画
- (2) 自動採点システム
- (3) 家庭訪問の簡素化

### 3 「特別の教科 道徳」について（指導担当）

- (1) 地域愛の育成
- (2) 地域行事との連携
- (3) 「議論する道徳」への工夫

#### **【指導担当部長】**

ご質問の2点目、教員の働き方改革についてご答弁申し上げます。

はじめに、業務量管理・健康確保措置実施計画についてであります。本年9月に示された国の指針等を受け、現在、市内の教員の時間外在校等時間やストレスチェックの状況、また学校の働き方改革の取組状況等を踏まえ、庁内関係各課とも連携を図り、計画の策定に向け鋭意検討を進めております。今後、令和8年4月からの計画実施に向け、校長会等を通じて学校からの意見等を十分に把握する中で、市の実情に応じた実効性のある計画の策定に努めてまいります。

次に、自動採点システムについてでありますが、デジタル採点ツールは、令和3年度から市内すべての中学校に導入しており、年々、多くの教員に活用されるようになっておりますが、教科領域の特性により、全ての教科での活用には至っておりません。導入効果といたしましては、特に、用語などの短文記述、記号、数字の採点には正確性が高く、また採点時の観点別の点数計算においても時間短縮となり、業務改善につながっております。

一方で、長文記述や作図などの採点には、教科担当が一定の基準を設け、丁寧に採点するなど、工夫しながら活用しております。

次に、家庭訪問の簡素化についてであります。現在、小学校のみ実施しており、実施方法は、各小学校の任意としておりますが、その多くが1年生のみを対象に、玄関先での訪問という形をとっております。また、一部においては、自宅の場所を確認するのみの地域訪問という形をとっております。市内小学校の校長からは、子どもの家庭環境を直接把握し、保護者と学校が連携を深めるために、家庭訪問が効果的であるとの声を受けております。

今後の家庭訪問の在り方につきましては、昨今の保護者の働き方等の状況を考慮しながら、学校とも協議する中で、引き続き検討してまいります。

次に、3点目の「特別の教科 道徳」についてであります。

はじめに、地域愛の育成についてでありますと、小・中学校における郷土愛の育成に関する道徳の授業は、年間35時間程度の内、1～2時間程度を位置付け、発達段階に応じた指導内容で展開しております。具体的な授業といたしましては、昭島の水や祭りなど、児童・生徒が生活している地域に根差した伝統・文化のよさを捉えるとともに、総合的な学習の時間における学びと関連付け、地域の課題のために自分に何ができるかを考えてみるなど、郷土愛や郷土の発展に積極的に取り組む態度を育んでおります。

次に、地域行事との連携についてでありますと、本年度から市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールに移行したことに伴い、地域とのつながりをより一層深める中で、地域行事と連携した取組を行っております。具体的な取組といたしましては、地域の方々も含めた防災訓練、避難訓練の実施や地域の祭りに学校ブースを設置し、学校の取組をPRするなど、「地域とともにある学校づくり」、そして「学校を核とした地域づくり」の両面を念頭に、地域の方々と連携しつつ、地域ごとの特徴を生かした取組を実施しております。

次に、「考え、議論する道徳」についてでありますと、学習指導要領の改訂以降、「考え、議論する道徳」への授業改善は、一定の成果が見られているものの、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うことができるようにするためには、授業の質を一層高めていく必要があるものと評価をしております。

ご質問の児童生徒同士の議論を伴う授業につきましては、児童生徒相互の考え方を深める中心的な学習活動として、討議形式、ペアでの対話やグループによる話合いなど、全ての授業において工夫して実施しております。

「考え、議論する道徳」の指導方法につきましては、国や東京都の指導資料を活用し、教務主任会等で「考える道徳」「議論する道徳」の重要性の周知に努めております。各学校では、道徳教育推進教師が中心となって、道徳授業地区公開講座や校内での研修等の実施を通して、「考え、議論する道徳」の指導方法の充実にもつなげております。

特に、今年度におきましては、田中小学校が、文部科学省の道徳科の研究指定校として研究を進めており、研究の成果を市内小中学校に展開することで、「考え、議論する道徳」の指導方法をはじめとする道徳教育の充実につなげてまいります。また、学校訪問や授業観察等につきましては、「教育委員会訪問」又は「指導課訪問」を全ての学校で毎年実施し、全学級の授業を観察する中で、道徳の授業状況も把握しております。

引き続き、こうした取組を通して、道徳教育の更なる充実に努めてまいります。

## **大島 ひろし 議員**

### **2 こどもと学校と地域について（学校教育部）（生涯学習部）**

- (1) 学校の土日の開放事業について
- (2) P T Aと子ども会の現状と今後について
- (3) 自治会の区域と学校区の指定との関係性について

#### **【学校教育部長】**

ご質問の2点目、子どもと学校と地域についてご答弁申し上げます。

はじめに、1点目の学校の土日の開放事業についてであります。

小中学校の校庭及び体育館は、平日の午後5時から9時まで、及び土日祝日は、午前8時から午後9時までの間、学校教育に支障のない範囲で社会教育関係団体などの団体活動にのみ使用を承認しておりますが、個人利用の時間帯は設けておりません。

また、平日の放課後につきましては、各学校の実行委員会が実施している放課後こども教室や学童クラブにおいて、校庭等を使用しております。

特に土日、祝日につきましては、球技や武道、ダンス等の各種団体が使用しております、学校によつては、全て予約で埋まるなど、地域の社会教育関係団体の重要な活動拠点として活用されております。

また、年に3回、土曜日の午前中に親子ふれあいスポーツデーを開催し、グラウンドゴルフやモルック等の様々な競技体験など、親子や友達同士で参加が可能な催しを実施しております。

引き続き、学校施設の活用につきましては、関係部署や関係団体等と連携を図り、効果的な活用方法等について検討してまいります。

次に、3点目の自治会の区域と学校区の指定との関係についてであります。市教育委員会では、これまで児童・生徒にとってより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、児童・生徒数の増減に対応した学校の統廃合や学区域の見直しを行つてまいりました。

こうした中、通学区域の設定につきましては、児童・生徒の登下校の負担を考慮し、小学校では概ね半径1キロメートル以内、中学校では概ね1.5キロメートル以内に収まるように設定しております。更には、登下校の安全確保や地域社会との関わりも重要な視点であると捉え、学区域を決定してまいりました。

ご質問の一部の自治会区域において、学区域が複数に分かれている状況につきましては、指定校の学校数が1校のみの自治会が75.6%であるのに対し、2校が21.1%、3校が3.3%となっております。

学区域の設定につきましては、児童・生徒の教育環境の充実、登下校の安全性、学校の適正規模の維持など、複数の要素を総合的に勘案して設定する必要があり、自治会区域と学区域の一致を最優先とすることは難しい状況にございます。

引き続き、学区域の決定にあたっては、昭島市立学校適正規模適正配置等審議会に適時諮問し、その答申を踏まえ適切な学区域を設定する中で、児童・生徒にとつて最も望ましい教育環境の実現に努めてまいります。

### 【生涯学習部長】

御質問の2点目、こどもと学校と地域についてのうち、2点目のPTAと子ども会の現状と今後について御答弁申し上げます。

PTAは、家庭と学校と社会において児童・生徒の幸せな成長を図ることを目的とした社会教育関係団体の一つとして、家庭教育の充実を図り、学校・地域と連携して子どもたちのために活動する団体であります。しかしながら、共働き世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、PTA役員の担い手不足が顕在化しており、それに伴い活動の休止・解散を余儀なくされているPTAがあるのが現状です。

また、子ども会につきましては、青少年の健全育成を推進するため、その活動に対して補助金を交付しておりますが、コロナ渦を経て、交付団体数が年々減少しております。

PTA及び子ども会は、子どもたちの学びや成長を後押しする役割の担い手であります。引き続き社会情勢の変化などを踏まえ、機会を捉えて組織の維持に関する情報の共有を図るとともに、各学校におけるコミュニティ・スクールの枠組みを効果的に活用するなど、どのようなことができるか、関係部署とも課題を共有し、検討してまいります。

## **赤沼 泰雄 議員**

---

### 1 気候変動に伴う諸課題について（学校教育部）

#### （2）小中学校における対策について

##### **【学校教育部長】**

ご質問の気候変動に伴う諸課題についてのうち、2点目の中学校における対策についてご回答申し上げます。

ご質問の校庭の雑草対策につきましては、主に各校の用務員が定期的に除草作業を行うこととしております。また、中学校においては、部活動で校庭を使用する生徒が、部活動の一環として除草作業を行うこともございます。

しかしながら、近年の夏季期間は例年、危険な暑さが続く傾向にあり、日中の屋外作業を極力避けるなど、用務員の除草作業の時間を制限せざるを得ない中、校庭を使用し、除草に協力いただいている部活動の廃部なども相まって、雑草の生育の早さに除草作業が追いつかない状況もございました。

こうした場合には、学校からの相談を受ける中で、他の職員の協力等により、必要な対応に努めてまいりました。

ご質問の夏場の期間限定での用務員を増やすことにつきましては、必要性や人材確保の見通しなど、課題を整理しながら検討してまいります。

次に、冷水器の設置につきましては、熱中症対策として一定の効果が期待できるものと捉えておりますが、給排水設備の設置や衛生面など、設置にあたって一定の課題がございます。引き続き、費用対効果を検証するとともに、気候変動の状況にも十分配意する中で検討してまいります。

また、冷凍庫の設置につきましては、各教室に設置するとした場合、設置のスペースや電源の確保などの課題がございます。他自治体の導入状況や運用方法を注視する中で、費用対効果も含めて検討してまいります。

今後につきましても、大変厳しい暑さが続くことを想定する中で、様々な視点から児童生徒の安全安心に資する取組を検討してまいります。

## **佐藤 文子 議員**

---

### 2 子どもの権利である「教育」行政として、平等な教育の機会を保障する市の取り組みを問う（学校教育部）

- (1) 教育費の保護者負担を大幅に減らす取り組みを求める
- (2) 不登校児童・生徒の居場所づくりについて
- (3) 30人学級の実現など、教育条件の整備について
- (4) 教員の労働条件・環境改善の取り組みについて

#### **【市長】**

近年の物価高騰の影響により、食料品をはじめとした日用品費に加え、教育に係る費用負担の増加等により、子育て世帯の負担感は一層増しているものと受け止めています。

こうした中、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てを経済的側面からサポートしていくことは、大変重要な取組であると認識しております。

これまでにも、本市といたしましては、学校給食費の無償化をはじめ、機を捉えて水道料金・下水道使用料の基本料金を減免する事業を実施するなど、様々な対策を講じてまいりました。

また、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助、田中孝氏からのご寄附を原資とした田中孝奨学基金により、給付型奨学金制度を創設・運用するなど、教育費の負担軽減に資する施策を着実に実施してまいりました。

今般、国においては、生活の安全保障・物価高への対応をはじめとした総合経済対策を決定し、物価高対策として、重点支援地方交付金を計上するとともに、物価高の影響を強く受ける子育て世帯に対し、子育て応援手当を支給する等の家計負担軽減策が示されたところであります。

引き続き、国の物価高騰対策等の動向を十分に注視しながら、国や東京都の施策とも足並みを合わせ、子育て世帯の経済的な負担軽減策について、時機を逸することなく展開し、安心して子育てできる環境の構築にしっかりと取り組んでまいります。

## 【学校教育部長】

ご質問の2点目、子どもの権利である「教育」行政として、平等な教育の機会を保障する市の取組を問うにご答弁申し上げます。

はじめに、教育費の保護者負担を大幅に減らす取組を求めるにつきましては、現在、学校給食費の無償化をはじめ、移動教室や修学旅行に係る費用補助、英語学習施設利用料や英語検定料に係る補助など、様々な支援策を講じているところであります。

ご質問の教育費の保護者負担を大幅に軽減することにつきましては、財源の確保をはじめ、教育費以外の負担軽減策も含め、最も効果的な支援策について総合的に検討していく必要があるものと捉えております。引き続き、国や東京都の動向を注視するとともに、庁内関係部署とも連携を図る中で、その在り方について検討してまいります。

次に、不登校児童・生徒の居場所づくりについてであります。

不登校児童・生徒の支援につきましては、児童・生徒によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ、学びたいときに学べる環境を整備するなど、誰一人取り残さない学びの保証を社会全体で実現していくことが重要であると捉えており、不登校児童・生徒が、将来、社会的・精神的に自立できるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を実施しております。

不登校児童・生徒の学びの場といったしましては、学校内では保健室、相談室や校内別室、学校外では教育支援室、オンライン学習、フリースクールなど、多様な学びの場・居場所を、本人の希望や状況を尊重し、選択できるよう対応しております。

次に、保護者や地域への理解促進につきましては、教育委員会において、不登校に関する講演会を開催しており、保護者や地域の方々が専門的な知識や対応方法について理解を深める機会を設けております。また、その講演会の中で、参加者同士が交流する場が設定されることもあり、不登校児童・生徒の保護者による情報交換の場も設けております。

さらに各学校においては、登校が安定しない児童・生徒の保護者に対し、活用できる支援策等について、機会を捉えて情報提供しております。

次に、地域の公的機関を利用した不登校支援につきましては、不登校の原因は多様であり、学校内における学びの場の利用が難しい場合も見られます。そのため、安心して社会とのつながりを感じができる居場所として、公的施設等を活用することは、有用であると捉えておりますが、利用する児童・生徒の安全確保や監督責任の所在の明確化など、解決すべき課題もあることから、まずは、既存の学校外

施設の有効活用に努めてまいります。

更なる拡充につきましては、東京都の「地域における多様な居場所確保事業」の活用など、庁内関係部署とも連携を図る中で、検討してまいります。

次に、不登校に伴う保護者の働き方への影響についてでありますと、学校以外の居場所を選択した場合には、居場所への送迎や食事の準備、それらに伴う経済的負担の増加など、少なからず影響があるものと受け止めております。このような家庭に対し、地域や社会全体で支えていくことができるよう、関係各課と連携を図ってまいります。

次に、30人学級の実現など、教育条件の整備についてであります。

きめ細かな指導を可能とする少人数学級の重要性については、十分に認識しております。

現在、東京都においては、段階的に35人学級の実施を推進しており、本年6月には、令和10年度までに公立中学校における35人学級の実施について、方向性が示されたところであります。ご質問の30人学級の実施には至りませんが、まずは35人学級の確実な実施に向け、必要な教室数の確保に努めるとともに、確実な教員の配置について、引き続き、東京都に要望してまいります。

次に、教員の労働条件、環境改善の取組についてであります。

はじめに、教員の受け持ち時数につきましては、学年によって異なりますが、1週間当たり、小学校では最大24時間程度、中学校では理科を含む実技教科は最大22時間程度、その他の教科では最大24時間程度としており、1日あたりに換算すると、小中学校とともに、最大で4時間から5時間程度となっております。

次に、長時間勤務の背景につきましては、子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの学校に対する期待がさらに高まっていることなどから、結果として教員の業務が積み上がるとともに、子どものためなら長時間勤務もやむなしとする教員の働き方など、様々な要因が複合的に絡み合った構造的な問題であると受け止めております。

また、ご質問において、長時間勤務の改善は、個々の教員の努力を超えるものではないかとのご意見をいただきました。長時間勤務の改善につきましては、個々の教員の努力のみならず、国、東京都、市教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、学校の働き方改革の取組を重ねていくことが必要であると認識しております。

次に、労働安全衛生管理体制の整備につきましては、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保し、学校教育全体の質の向上を図る上で、不可欠な取り

組みであると捉えております。

現在、教育委員会においては、学校総括安全衛生推進会議を設け、労働安全衛生法等に基づき、各学校の教職員の安全及び健康管理や、職場環境改善に関する事項を調査・検討し、具体的な指導助言を行っております。また、ストレスチェックを実施し、教職員の健康管理に資するよう取り組んでおります。

今後も、こうした会議等を効果的に活用し、教職員が働きやすい職場環境を組織的に構築するための取組を推進してまいります。

## 八田 一彦 議員

### 2 公共施設の整備について（生涯学習部）

- (1) テニスコートについて
- (2) 複合的な施設について

#### 【生涯学習部長】

ご質問の2点目公共施設の整備についてご答弁申し上げます。はじめにテニスコートについてであります。

市では、地域住民のテニス活動を支援するため、昭和公園内にオムニコート2面、クレーコート5面の合計7面、くじら運動公園内に5面のクレーコートを整備しております。

現在、パブリックコメントを実施しております「昭島市スポーツ施設整備構想（素案）」において、個別施設計画の適用手法といたしまして、本施設を長寿命化する施設として位置付けております。

また、本年度改定に着手しております、残堀川調節池運動施設調査設計基本計画書におきまして、平成27年に策定された当初計画にありました、全天候型のテニスコート4面の計画を含め、改定にあたっての基本方針として運動施設等の配置は変更しないことを前提としております。

さらに、当初計画にはないLED照明設備の可能性についても検討しているところであります。

テニスコートの施設整備等にあたりましては、策定中のスポーツ施設整備構想を踏まえ、これまでのとおり、個々の施設整備等の計画段階から、施設周辺の住民の皆様をはじめ、広く市民の皆様のご意見を伺いながら、取り組んでまいります。

次に複合的な施設についてであります。

老朽化に伴い、多くの市民や議員の皆様など各方面から、施設を何とかできないかとのご要望を長年にわたりいただきました市民交流センターは、12月1日にイーストテラス・サブスリーとして生まれ変わりオープンいたしました。

本施設の整備にあたりましては、安全で安心な施設、可変性のある施設、デジタル化に対応した施設、ユニバーサルデザインに配慮した施設、環境に配慮した施設とする5つの整備方針に沿って整備を進めてまいりました。議員の皆様にもご覧いただきましたが、本施設は、整備方針を限りなく具現化した施設であり、昭島市民の新たな財産として誇れるものと多くの方に感じていただけたのではないかと思っております。

策定中の「昭島市スポーツ施設整備構想」におきまして、今後、スポーツ施設と

しての活用が期待される旧拝島公園プール跡地や隣接する公園用地の一部について、財政計画を踏まえた計画的な整備が求められるとの方向性を示しております。

イーストテラス・サブスリーをご覧いただいた、本施設から離れた地域にお住いの市民の皆様からの新規施設要望は、市といたしましても理解するところでありますので、まずは「昭島市スポーツ施設整備構想」を本年度中に策定し、本計画に基づいた検討を進めてまいります。

## 三田 俊司 議員

### 1 市民が安全・安心に暮らせる昭島市の為に（学校教育部）

- (1) 子ども達が安全に、安心して過ごせる為の施設整備について
- (2) 学校や保育所、幼稚園等における防犯訓練の実施について
- (3) 教員D B等の確認による児童・生徒らを性犯罪から守る取り組みについて

#### 【学校教育部長】

ご質問の市民が安全・安心に暮らせる昭島市の為にについてご答弁申し上げます。

はじめに、子どもたちが安全に、安心して過ごせる為の施設整備についてのうち、小中学校施設のハード面において、学校敷地へ入りにくい工夫をしているのかについてあります。

全学校の校門付近を中心に、防犯カメラを設置するとともに、インターホンは小学校で9校、中学校で2校設置しており、このうちカメラ機能が付いている学校は2校となっております。インターホンにより、用務主事室や職員室、事務室などの教職員と通話が可能となっておりますが、遠隔操作による開錠機能はございません。

現状、校門や敷地境界のフェンスや生け垣は、乗り越えようと思えば乗り越えられる所があり、悪意を持った侵入者を物理的に防ぐことは、非常に難しい状況にあります。このため、不審者が侵入した際の防犯対策として、各校において危機管理対応マニュアルを作成し、定期的に防犯訓練を行うほか、緊急通報装置の設置や、さすまたやネットランチャー、防犯スプレーといった防犯用品を準備しております。

次に地域の方や保護者、教育支援者が入校する際の身分証等の掲示についてありますが、保護者に対しましては、入学当初に保護者証を配布し、入校や学校行事の際に必ず携帯するよう、各学校において周知しております。教育支援者に対しましても、事前に名札等を配布し、入校の際に必ず携帯していただくよう依頼しております。また、全ての来校者は、入校時に入口で氏名及び入校時刻等を受付名簿に記載し、退校時には退校時刻を記載することとしております。

ハード面の整備につきましては、今年度、防犯カメラと緊急通報措置の更新を行ったところであり、今後につきましては、子どもたちの安全の確保と地域に開かれた学校を両立するために、どのような設備が必要となり効果的なものとなるか、学校の意見等も参考とする中で検討してまいります。

併せて、学校における安全管理の徹底、警察をはじめとした関係機関との緊

密な連携を図る中で、子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、2点目の学校や保育所、幼稚園における防犯訓練の実施についてあります。

はじめに、学校における防犯訓練につきましては、児童・生徒の生命と安全を守る教育活動の根幹と位置づけ、その必要性と重要性を認識し、計画的・継続的な実施を推進しております。

現在、実施している防犯訓練につきましては、学校の危機管理マニュアルに基づき、管理職による警察への通報や教職員の対応、教室内のバリケード設置など、昭島警察署の協力も得ながら、不審者の侵入を想定した訓練等を定期的に実施しております。

また、セーフティ教室等において、登下校時に不審者等に遭遇した際の身の安全の確保や、避難方法を指導するなど、児童・生徒の発達段階に応じた防犯意識の向上に努めています。

また、保育所等におきましては、ほぼすべての園において、防犯対策マニュアルを作成するとともに、毎年、昭島警察署や警備関連事業者等との連携による、不審者の侵入などを想定した訓練を実施しております。一部未実施の園においても実施に向けた準備を進めているところであります。引き続き、安全・安心な保育・教育環境の整備に努めています。

次に、3点目の教員データベース等の確認による児童・生徒らを性犯罪から守る取組についてあります。

令和3年に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では、任命権者が、教員を任命、雇用する際に、データベースを活用し、過去の犯罪歴等について確認する責務を規定しております。このため、東京都がデータベースを活用した上で採用時に確認を行っており、ご質問にございましたとおり、市教育委員会が直接確認する仕組みにはなっておりません。

また、市内小中学校で様々な職務に従事している市職員につきましては、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力などの防止等のための措置に関する法律」が令和8年12月に施行されるため、市教育委員会において性犯罪歴の有無等の確認が必要となることから、今後適切に対応できるよう準備を進めてまいります。

次に、教員免許の偽造に対しましては、学校において教員免許状の原本確認を徹底するとともに、市教育委員会においても有効性を確認しておりますが、更なる確認の徹底に努めています。

## **木崎 親一 議員**

---

### 1 人口変動下における市政運営について（学校教育部）

#### （1）小中学校の方向性について

##### **【学校教育部長】**

ご質問の1点目、人口変動下における市政運営についてのうち、1点目の中学校の方向性についてご答弁申し上げます。

本年5月の住民基本台帳に基づく人口データをもとに、現在把握している今後の大型集合住宅の建設に伴う児童・生徒数の増加見込を加えて算出した令和13年度までの教育人口推計では、市内全体では児童・生徒が微増しながら推移するものの、学校によっては児童・生徒数の増減に大きな差が生じる見込みとなっております。また、長期的な視点では、教育人口が減少局面を迎えることが想定されるところであります。

こうした状況下において、少子化対策としての学校再編につきましては、学校を核とした地域づくり、地域の拠点としての学校の役割を念頭に、地域コミュニティへの影響なども十分に考慮する中で、慎重な検討が必要であると考えております。

また、学校施設の老朽化への対応につきましては、躯体の耐力度調査の結果や設備の簡易老朽化度調査の結果などを踏まえ、建物の状態を把握したうえで、長寿命化による延命と建て替えによる更新の両面から、計画的な対応が可能となるよう、しっかりと検討を進めてまいります。

## **なかお フミト 議 員**

---

- 1 昭島市における給特法改正後の対応について（指導担当）
  - (1) 昭島市における教員の労働環境と業務実態について
  - (2) 昭島市における働き方改革と教員業務削減について
  - (3) 昭島市における学校管理職の役割と働き方改革の評価方法について
  - (4) 昭島市における部活動改革と地域移行について

### **【教育長】**

教員の仕事は、未来を担う子どもたちが自らの個性や能力を伸ばし、困難な状況にあっても主体的に道を切り拓き、力強く生きていくために必要な資質・能力の育成に携わる、大変重要で、やりがいと魅力のある仕事であります。

一方で、いじめ問題や不登校、特別な支援を要する児童・生徒への対応、ＩＣＴ活用の推進、そしてグローバル人材の育成など、教員に求められる役割は多岐にわたり、教員の業務が長時間に及ぶ状況は解決すべき喫緊の課題の一つであります。教員一人一人の役割と責任が重みを増している状況下において、教員の働き方を見直し、負担軽減を図る中で、子どもたちと向き合える時間をより多く確保することが重要であります。

こうした中、本年6月に、いわゆる給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等が一部改正され、学校の働き方改革を一層推進し、教員の業務削減や負担を軽減することが、改めて、強く求められたところであります。

本市においては、「学校の働き方改革実施プラン」を策定し、学校の組織運営や指導体制の強化、会議の精選、部活動の負担軽減などの取組を推進し、情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備に努めてまいりました。

引き続き、子どもたちの安心と、教育の質の向上に繋がるよう、鋭意、働き方改革の取組を推進し、教員が子どもたちと向き合える時間をしっかりと確保する中で、子どもたちは学ぶことが楽しい、先生は教えることが楽しいと実感できる、楽しい学校づくりに邁進してまいります。

### **【指導担当部長】**

ご質問の1点目、昭島市における給特法改正後の対応についてご答弁申し上げます。

はじめに、2点目の昭島市における働き方改革と教員業務削減についてであります。

教員の業務量削減につきましては、教育現場における喫緊の課題の一つと受け止め、「学校の働き方改革実施プラン」を策定し、各学校とも一体となって、教員業務の見直しと業務改革の推進に努めております。

また、昭島市版教員業務削減ガイドラインにつきましては、現在策定する予定はございませんが、学校の働き方改革実施プランの取組をはじめ、国や東京都の働き方改革事例集等も参考とする中で、更なる取組を推進してまいります。

次に、校内会議の見直し等につきましては、各学校において、議題の精査、会議前の資料配布、ペーパーレス化など、工夫して実施しております。また、朝や放課後などに短時間の打ち合わせをすることで、長時間の会議とならないよう努めている学校もあり、引き続き、学校の実態に合わせて会議の効率化を図るよう、各学校に伝えてまいります。

次に、支援員等の人材活用につきましては、スクール・サポート・スタッフを全ての学校に配置し、教材等の印刷や物品の準備、宿題等の提出物の受け取り確認や小テストの採点補助などを行い、教員の業務軽減が図られております。教員からは、勤務にゆとりができたことにより教材研究に費やす時間や、子どもや保護者への個別対応に充てる時間などが増えた、退勤時刻が早まった等の報告を受けております。

次に、業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、国の指針に即して策定するとともに、実施計画及び実施状況をホームページに掲載するなど、適時、適切に公表してまいります。策定に向けた進捗状況につきましては、現在、府内で鋭意検討を進めており、今後、学校からの意見等を把握する中で、市の実情に応じた実施計画の策定に努めてまいります。

次に、1点目の昭島市における教員の労働環境と業務実態についてであります。給特法の改正につきましては、教員の働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導促進並びに教員の処遇改善を図るために必要な措置を講ずるものであり、教員の給与や待遇改善を通じて、教育の質の向上や教育現場の安定化に寄与する法改正であると受け止めております。

次に、昭島市における教員の時間外在校等時間についてでありますが、令和元年度より従来のタイムレコーダーからタブレットタッチシステムに変更し、日々の時間外在校等時間を把握しております。

直近の時間外在校等時間につきましては、本年10月の平均が小学校で約33時間、中学校で約39時間となっており、80時間を超える教員が小学校6人で約2%、中学校3人で約2%、45時間を超える教員が小学校は72人で約23%、中学校は62人で約40%となっております。

時間外在校等時間の見える化につきましては、国の指針では、時間外も含めた在校等時間を客観的に記録し、公表することを求めておりますが、教員の業務別の時間を記録し、公表することまでを求めておりません。この指針に基づき、本市においては、タブレットタッチシステムにより、教員自身が端末で在校等時間を容易に確認できることを可能とし、管理職は各教員の在校等時間を把握する中で、教員の支援や業務改善につなげております。

次に、ICT化の現状と効果につきましては、教員の業務支援に資するものとして、校務支援システムや採点システムを導入しており、校務支援システムでは、児童生徒の成績や出欠管理、健康診断結果を記録することで、通知表や指導要録の作成が可能となるほか、欠席理由の共有や学校日誌の作成など、教員間の連絡調整や情報共有の効率化に寄与しております。また、採点システムは中学校で活用しており、データ化した答案用紙をシステム上で採点することで、採点業務の効率化を図っております。

次に、時間外在校等時間が長時間に及ぶ教員への対応についてであります。時間外在校等時間が月40時間から60時間までの教員には、管理職による注意喚起と健康状態の把握を行い、月60時間以上の教員には、管理職による面接を実施しております。月80時間を超えた教員から申し出があった際には、産業医の面接を行う体制を整備しております。

また、ストレスチェックを毎年実施し、自身のストレス状態の把握に努め、メンタルヘルス不調の未然防止、早期発見、早期対応に努めており、高ストレス者と判断された場合には、医師による面接指導が可能となっております。

次に、3点目の昭島市の学校管理職の役割と働き方改革の評価方法についてであります。

学校における働き方改革の推進に向けた教育委員会への要望につきましては、毎年、小中学校校長会からの予算要望や、「学校の安全及び衛生などに関する調査」により把握に努めており、必要な対応を検討しております。

各学校の課題につきまして、東京都の人事考課制度における管理職の自己申告書において、教員の仕事の効率化等、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組を必ず目標設定することになっており、市教育委員会では、この自己申告書の提出と併せて、年3回実施している校長との面談を通して、各校の働き方改革に関する課題を把握しております。

なお、この自己申告制度は、人材育成に活用するとともに、管理職の待遇等に適切に反映される制度となっております。

次に、4点目の昭島市における部活動改革と地域移行についてであります。

はじめに、部活動指導の現状ですが、今年度1学期当初は、スポーツや音楽・文化活動など、78の部活動があり、教員の指導を中心とし、部活動指導員23名、部活動指導補助員52名を配置する中で、部活動指導を実施しております。

部活動の地域移行につきましては、学校単位で教員が担うことを前提としてきた部活動の教育的意義や役割を、地域に継承・発展させつつ、生徒が地域でスポーツや文化活動に親しめる環境を構築していくために、部活動の地域連携・地域移行、いわゆる地域展開を推進していく必要があるものと受け止めております。

次に、部活動の負担軽減に向けた具体的な施策につきましては、部活動指導員及び補助員の配置を毎年拡充してきており、より専門的な指導が可能となるほか、教員が生徒と直接向き合える時間や教材研究に充てる時間が増えたなど、一定の効果がございます。

また、部活動の地域移行に向け、地域人材や企業・団体における指導者の確保、新たな活動場所の発掘等の取組も推進しております。

次に、指導員等の処遇改善につきましては、最低賃金の引き上げに伴い、報酬額の見直しを図っており、本年10月からは、時間単価を60円引き上げ、部活動指導員の時間額が1,730円、部活動指導補助員の時間額が1,630円となっております。

次に、参加費用に対する経済的な負担軽減につきましては、国のガイドライン等を参考としつつ、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることがないよう、今後、費用負担のあり方等を検討してまいります。

次に、昭島市独自のモデル校やモデル地域を指定した地域移行の推進につきましては、今年度、国の補助事業を活用した実証事業を実施しており、こうした取組を通じて効果や課題を検証するとともに、生徒や保護者、教員をはじめ、地域団体等から意見を伺う中で、本市にとって相応しい、部活動の地域移行につなげてまいります。

次に、部活動の地域移行を加速させるプラン等の策定につきましては、既に「昭島市における学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しており、引き続き、本計画に基づき地域移行の取組を加速して推進してまいります。

## **ゆざ まさ子 議員**

---

### 1 子育て・教育環境について（指導担当）

- (1) 子どもたちの性被害防止に向けた対策について
- (2) 共同親権制度について
- (4) 昭島市立中学校の標準服について
- (5) 平和教育の取り組みについて

### **【市長】**

第二次世界大戦の終戦から80年の歳月が流れました。改めて戦争で犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の方々にも哀悼の意を表したいと存じます。

戦争を知らない今の子どもたちには、二度と戦争を起こさない、起こしてはいけないという、戦争を経験した人々の強い思い、平和の理念、そして、平和の尊さを理解し、深めていく平和教育への取組が大変重要であります。

その重要性が時の流れとともに一層高まる中、いかなる理由があろうとも、尊い命を犠牲にする悲惨な戦争は、決して起こしてはならないことであり、戦争の惨禍を次世代にしっかりと伝えていくことが大切であると、改めて強く思うところであります。

こうした強い思いのもと、市民の皆様にもご参加いただく中で、これまで様々な平和事業に取り組んでまいりました。教育現場におきましても、こうした取組の一環として、各中学校においてパネルの巡回展示を行うとともに、教育活動全体を通して、人権教育と関連づけながら平和教育に取り組むなど、平和の尊さへの理解を深め、平和な社会の実現に向けて主体的に行動できる力を育んでおります。

真に平和な世界の実現には、未だ長い道のりとたゆまぬ努力が必要と存じます。引き続き、平和事業の取組を推進するとともに、教育委員会との強固な連携のもと、未来を担う子どもたちへの平和教育の取組を更に推進する中で、人類共通の願いである世界の恒久平和に向け、一歩一歩着実に歩みを進めてまいります。

### **【指導担当部長】**

ご質問の、子育て教育環境についてご答弁申し上げます。はじめに、5点目の平和教育の取組についてであります。

語り部の派遣・記録映像・伝承者制度の活用状況につきましては、小学校においては、都内の戦争に関連した施設見学や原爆先生を招聘し、当時の悲惨な状況を伺うなど、平和教育を実施している学校がございます。中学校につきましては、市が

毎年実施している平和パネル展の一環として、「原爆と人間展」や「東京空襲体験画」などの写真パネルを、校内において再度展示するなど、平和教育の教材として活用しております。

今後におきましても、児童・生徒にとって平和の重要性を深く理解するための貴重な機会を、各校が適切に設けられるよう指導してまいります。

次に、平和教育の体系的な強化につきましては、戦争の悲惨さをはじめ、人権や非暴力、国際理解や差別撤廃といった幅広い社会問題を包括的に捉え、児童・生徒が平和的な社会を形成するための知識や態度等をしっかりと身に付けられるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、広島・長崎・東京大空襲の資料の積極的な活用につきましては、東京都や各種資料館が保有している資料のうち、貸出し可能な資料について情報提供するなど、各学校が積極的に活用するよう促してまいります。また、若い世代に伝わるデジタル教材・映像教材の導入の可否につきましては、導入効果や課題を検証し、デジタル教材と紙媒体とのバランス等も考慮する中で、児童・生徒に相応しい教材活用に努めるよう指導してまいります。

次に、市としての「戦争をしない・させない」価値観教育の考え方につきましては、小中学校では、社会科や道徳科をはじめとする教育活動全体を通じて、平和の意義や重要性について学習を深めており、引き続き、こうした取組を着実に推進する中で、「戦争をしない・させない」価値観の醸成につなげてまいります。

次に、1点目の子どもたちの性被害防止に向けた対策についてのうち、学校内の盗撮防止策についてありますが、国の通知を受け、各小中学校において、教室やトイレ、更衣室等、部活動環境も含めて定期的な点検等を実施しております。また、性被害未然防止策といたしましては、「生命（いのち）の安全教育」を実施する中で、発達段階に応じた内容で、児童生徒が性暴力について正しく理解し、被害に遭わないための知識を学ぶ機会を設けております。

教職員の服務規律の確保につきましては、年度当初の服務研修をはじめ、年2回の服務事故防止月間における研修等の実施を通して、教職員の更なる理解の促進や意識の徹底に努めております。

次に、市内の学校において過去事案は生じておりませんが、東京都の初動対応マニュアルの初動フロー等を踏まえ、教職員、学校管理職、教育委員会がそれぞれの役割を迅速に果たし、犯罪と認める事実や疑いがある場合には、警察へ直ちに相談・通報を行い、連携して対応する等、適切な措置を講じてまいります。

また、当事者等に対するフォローフォローフロー体制につきましては、関係機関や関係各課と連携を図り、十分な心のケアに努めてまいります。

次に、予防策といったしましては、教職員に対しては、定期的な研修を実施するとともに、校長会等を通じて、服務事故防止の意識の徹底に努めるよう、機会を捉え指導しております。また、児童生徒が犯罪を予防する知識を身につけるため、セーフティ教室などを通じて、起こりうる危険性を知る機会を設けるとともに、児童生徒が自分事として認識する場を設定し、意識の向上に努めております。

次に、2点目の共同親権制度についてであります、小中学校におきましては、共同親権者である父母から双方、相反する意思を示された場合等において、その真偽等を確認するため適切な対応を講じる必要があるものと捉えております。

学校や教育委員会では、親権や監護権に関する情報を知りえる立場なく、これまでの実務におきましては、同居の親に親権や監護権があるものと推定して諸手続きを行っております。今後、保護者などから、親権、監護権に関する事実関係などについて申告があった場合には、その申告に基づき適切な対応が可能となるよう、スクールロイヤーとの連携等も図ってまいります。

次に、子どもの不安防止のための支援体制につきましては、学校では、児童生徒の心身の状態を日常的に観察するとともに、家庭状況を把握し、必要に応じて相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携して対応してまいります。

次に、職員などへの共同親権の制度説明・対応研修の実施についてであります、教育委員会といったしましては、パンフレット等を活用して周知に努めており、引き続き、関連する情報の提供に努めるとともに、必要に応じて校長会等を通じて周知徹底に努めるなど、学校が適切に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、4点目の昭島市立中学校の標準服についてでありますが、暑さ対策といったしましては、制服のポロシャツ導入や、体育着での登校を一定期間認めるなど、学校ごとに実施しております。

ご質問の短パン導入に関しましては、先行して導入している自治体があることは認識をしており、まずは導入効果や費用負担等の課題を検証することが必要であると受け止めております。また、早期導入が可能であるかにつきましては、多様性の尊重や機能性の向上、経済的負担の軽減といった課題を検討しつつ、学校ごとの状況に応じた対応が必要であると捉えております。

次に、多様性に配慮した柔軟な標準服の方向性についてでありますが、現在の各中学校の標準服につきましては、それぞれの学校の歴史や校風、生徒や保護者の意見を尊重し、各学校の判断において決定しております。

標準服の在り方につきましては、現下の社会情勢や多様な性の在り方に対する理解の広がりを踏まえ、生徒が性別に関わらず、自分に相応しい服装を選択できるよう対応していくことが大切であると捉えており、引き続き、経済的負担の軽減や、

思春期における服装の規律保持、多様な性に対する配慮など、様々な観点から検討すべき課題であると認識しております。

教育委員会として、統一方針の提示につきましては、引き続き、生徒や保護者、教職員の意向を把握し、各学校と意見交換を重ねながら、その在り方を検討してまいります。

## **小林 こうじ 議員**

---

### 1 交通安全対策について（指導担当）

（1）道路交通法改正による自転車への罰則強化に伴い、小中学生へのルール教育について伺う

### 2 スポーツ施設について（生涯学習部）

（1）残堀川調節池運動施設調査設計の進捗状況について伺う

（2）屋外スポーツ施設の暑さ対策について伺う

（3）ナイター設備について伺う

### **【指導担当部長】**

ご質問の1点目、交通安全対策についてのうち、1点目の道路交通法改正による自転車への罰則強化に伴い、小中学生へのルール教育について伺うにご答弁申し上げます。

来年4月の道路交通法の改正に伴い、改めて、自転車を運転する際には、交通ルールの順守と安全運転の徹底が従来にも増して、強く求められるものと受け止めています。

こうした中、小中学校での新ルール教育につきましては、市内の各学校においては、昭島警察署にご協力をいただき、交通安全教室を実施するなど、毎年必ず交通安全指導を実施しており、その中で、自転車の安全な乗り方や歩行者との接触を避ける注意ポイント等について学んでおります。

また、各学校においては、朝礼や学年集会、学級指導等を通して、安全指導を開催しております、その中で、新ルールにつきましても、関係団体から提供される資料等を活用して、わかりやすく指導するなど、今後も継続的な指導を徹底するよう、各学校へ助言してまいります。

また、家庭において児童生徒とともに学ぶ機会を設けてはとのご意見をいただきました。家庭での安全教育の推進は、交通安全意識の向上には、欠かせない視点であると捉えております。また、学校で実施した交通安全教室の内容について、児童・生徒が家庭内で共有することで、家族全員の交通安全意識の向上につながる効果が期待されます。このため、学校での安全指導について、家庭でも話題にするよう児童・生徒に促し、家庭でも共通理解に立って、交通ルールの徹底と交通安全意識の向上が図られるよう努めてまいります。

引き続き、昭島警察署や庁内関係部署と連携を図り、効果的な交通安全教育を実施する中で、子どもたちの安全を守り、交通ルールを順守した自転車利用の推進に努めてまいります。

## 【市長】

スポーツ施設の整備・充実は、重要な課題の一つであると捉えております。

本市におきましては、都から移管された総合スポーツセンターを含む昭和公園内のスポーツ施設や、大神公園・くじら運動公園内のスポーツ施設、また、みほり体育馆など、これまでにもスポーツ施設の整備・充実を図ってまいりました。

しかしながら、時を経て各施設の老朽化が進行し、その都度、改修・修繕などにより、機能の維持を図ってまいりましたが、今までに抜本的な再整備の時を迎えたと捉え、本年度、「昭島市スポーツ施設整備構想」の策定に着手をいたしました。

この整備構想の策定過程において、本市の今後の人口動態を考慮しつつ、各スポーツ施設の現状と課題を十分検証し、また、近年の猛暑の夏における熱中症対策という喫緊の課題を踏まえ、個別施設計画を取りまとめるとともに今後の整備に向けた方向性を示しております。

その中で、熱中症への対応を考慮した屋内プールの整備や、ナイター設備を備えたスポーツ施設の在り方など、今後、スポーツ施設として利活用が期待される残堀川調節池、及び旧拝島公園プール跡地などを含め、財政計画をしっかりと踏まえる中で、計画的な整備を進めることとしております。

なお、個々のスポーツ施設の整備等にあたりましては、これまでのとおり、計画段階から、施設周辺住民の皆様をはじめ、広く市民の皆様のご意見を伺いながら、しっかりと取り組んでまいる所存であります。

## 【生涯学習部長】

ご質問の2点目スポーツ施設についてご答弁申し上げます。はじめに残堀川調節池運動施設調査設計の進捗状況についてであります。

残堀川調節池運動施設調査設計委託基本計画書につきましては、立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業区域内に整備された残堀川調節池について、平常時に市民が有効活用できる運動施設等を整備するため、平成27年2月に策定をいたしました。

本計画書策定後は、事業化に向けて様々な検討を重ねてまいりましたが、残堀川溢水による調整池への河川水流入などにより、事業着手には至っておりません。

市といたしましては、本年で、本計画書策定から10年が経過したことを契機に、この間の残堀川調節池の完成や調節池の西側を通る昭3・2・11国営公園西線の開通による環境面の変化などを検証し、本市のスポーツ施設整備を計画的に進めるための基礎資料といたすべく、本計画書の改定に着手をいたしました。

なお、改定にあたっての基本方針として、当初の計画を踏襲し運動施設等の施設

配置は変更せず整備することを前提といたしております。

進捗状況でございますが、変更すべき内容の検討や、新たに前提条件の整理項目として、都市計画の内容、上・下水道等の公共施設の整備状況、及び東京都における残堀川調節池施設整備の現状把握などの基本的な整理は終了しており、現在は、初心者も利用可能なマウント型障害物セクションをメインとしたスケートパーク整備など、具体的な検討に入ったところであります。

今後におきましても、調節池貯水容量の減少量の計算や概算工事費の算出、及び工事工程計画などの検討すべき項目がございますが、年度内を目途に改定版としてとりまとめる予定となっております。

また、具体的な施設整備の時期につきましては、昭和公園スポーツ施設の再整備や屋内プールの整備と併せ、財政計画を踏まえ検討してまいります。

次に屋外スポーツ施設の暑さ対策についてであります。

残堀川調節池につきましては、調節池という性質上、植栽による規模の大きい日陰を創出することや、規模の大きな施設を設置するなど、一定の制限がございますが、日よけ付きベンチの設置など、調節池の機能を損なわない範囲での設置の可能性について検討が必要であると考えております。

また、昭和公園内の運動施設におきましては、日中の暑い時間の利用を避けられるよう、利用時間の延長や、ミストの設置、簡易テントの貸し出しなどを行い、暑さ対策を講じております。

なお、日本スポーツ協会では「スポーツ活動中の暑熱対策に関する J S P O 対応方針」において、競技ルールにとらわれず、水分補給や身体冷却の時間を設定する、環境条件に応じて活動時間を調整するなどの対策を講じるように定めており、昭島市スポーツ協会加盟の各種団体においてもこの方針に基づき、熱中症予防のため、それぞれ対策を講じていただいております。

次にナイター設備についてでありますが、残堀川調節池へのナイター設備設置につきましては、構造物設置による貯水量の減少など、調整池としての機能を考慮しつつ、L E D 照明設備の可能性について検討いたしております。

また、昭和公園陸上競技場につきましては、ナイター設備の設置により、さらなる運動機会の確保や熱中症対策などの効果が期待でき、スポーツ団体などからも、今の設備を有効活用できないかなどのご要望をいただいております。

しかしながら、既存の照明設備は照度が不足しており、かつ老朽化が進行していることから、照明機器の交換や増設などの対策も、現状、困難な状況にあります。

こうした課題を踏まえ、ナイター設備の在り方について、検討を進めてまいります。

## **林 まい子 議員**

---

2 すべての子どもを誰ひとり取り残さない学校教育を（指導担当）

（1）不登校施策について

### **【市長】**

未来を担うすべての子どもたちが、自らの可能性を最大限に伸長し、将来への希望を持って健やかに成長できるよう、児童・生徒一人ひとりに寄り添った教育を粘り強く進めていくことが重要であります。

こうした中、「楽しい学校づくり」をキーワードに、コミュニティ・スクールとして、地域や保護者の皆様と連携しつつ、子どもたちが多様な体験を通じて主体的に学び、健やかに成長できる環境の構築に努めています。

また、児童・生徒が自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりと、互いを尊重しあう機会等を設定し、他者との絆づくりを大切に、不登校の未然防止等に取り組んでおります。

不登校児童・生徒数の増加は、全国的な課題であり、その背景には、学業や友人関係、家庭環境など、様々な要因が複雑に絡み合い、その解決には多角的なアプローチが必要であります。このため、児童・生徒それぞれの事情を、よく汲みとり、それを理解し、一人ひとりにしっかりと向き合い、適切に支援していくことが肝要であります。

また、それぞれの事情に応じて、児童・生徒にとって安心な居場所の確保も大変重要であると捉えております。

こうした考えのもと、引き続き、アキシマエンシス内にある教育支援室や、教室に足の向かない児童・生徒を対象とした校内別室登校支援など、更なる充実に努めてまいります。

併せまして、相談しやすい環境の向上や、あらゆる関係機関、専門機関との更なる緊密な連携等を通じて、社会的自立につなげられるよう、不登校児童・生徒への総合的な支援の充実に取り組んでまいります。

### **【指導担当部長】**

ご質問の、すべての子どもを誰ひとり取り残さない学校教育をの不登校施策についてご答弁申し上げます。

はじめに、昨年度の不登校児童生徒数であります、児童が 184 名、生徒が 169 名であり、そのうち、教育支援室である「たまがわ教室」を利用した児童が 14 名、「もくせい教室」を利用した生徒が 21 名であります。また、校内別室の利用登

録を行った児童は17名、生徒は35名おりました。また、オンラインで授業を受けた児童は25名、生徒は14名、フリースクールを利用した児童は3名、生徒は6名となっております。

2023年度以降の不登校対策の改善内容につきましては、安定したオンライン環境の整備をはじめ、校内別室指導支援員配置事業やフリースクール利用助成金の活用等により、不登校児童・生徒の多様な学びの場を拡充しております。

次に、学びの場の選択肢の周知についてでありますと、学校において、登校が不安定な児童・生徒やその保護者に対し、個々の意向等を踏まえて情報提供に努めるとともに、校内別室については、保護者会等でも周知に努めております。また、教育委員会においては、不登校に関する講演会などで情報提供とともに、保護者向けリーフレットの配布や市公式ホームページへの情報掲載など、機会を捉え、教育相談や教育支援について周知に努めております。

次に、不登校児童・生徒への支援につきましては、児童・生徒の個々の状況に応じた適切な支援が大切であると捉えており、一人一人のニーズを的確に把握する中で、個別の支援計画を作成するとともに、児童・生徒が安心して過ごせる多様な学びの場の充実に努めてまいります。

次に、教育支援室につきましては、指導員3名、支援員9名を配置しており、1日に4名程度の指導者と支援員を配置し、5名程度の児童・生徒の学び等をサポートしております。効果といたしましては、指導者が、教室を利用している児童・生徒の課題をきめ細かく把握・対応し、児童・生徒に小さな成功を体験させ、自信回復や集団参加の力、意欲を高めており、その結果、安定的な登校につながった事例があります。一方で、より通室しやすい教育支援室となるよう、更なる支援体制の充実に努めていく必要があるものと捉えております。

次に、校内別室指導の効果につきましては、不登校傾向にある児童・生徒にとって、安心できる居場所となり、個に応じた学習指導や自らの学習活動の幅を広げることが可能となっております。課題といたしましては、児童生徒の安定的な通室につながるよう、更なる支援の充実に努める必要があるものと捉えており、学校の実態等を把握する中で、支援の充実につなげてまいります。

次に、オンライン教育支援センターにつきましては、仮想空間での学習支援やコミュニケーションの機会を不登校児童生徒に提供できる方策の一つとして、導入している自治体があることは認識しております。また、既存の公共施設を居場所とする取組につきましては、不登校児童生徒が社会につながる機会を確保することが可能となる支援策と認識しており、他自治体の取組状況や効果、課題等について検証する中で、実現の可能性について検討してまいります。

## **美座 たかあき 議 員**

---

### 1 主権者教育の推進について（指導担当）

- (1) 主権者教育の現状と選挙管理委員会との連携について
- (3) 主権者教育推進プランの策定について

#### **【指導担当部長】**

ご質問の1点目、主権者教育の推進についてご答弁申し上げます。

はじめに、主権者教育の現状と選管との連携についてのうち、市内小中学校における主権者教育についてであります。

主権者教育は、個々の意見や価値観を尊重しつつ、他者と協力して問題解決に取り組むなど、社会参加に必要な知識や能力を育むために必要不可欠なものであります。

小中学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間において、教科横断的に推進しており、縦割り班活動や校外学習、宿泊行事や体育的及び文化的行事などの企画・運営、学校のルールや校則の検討、見直しなど、児童生徒にとって学校生活の充実と向上を図る取組として実施しております。

また、選挙管理委員会と連携した取組といったしましては、市内小中学校の児童・生徒による選挙啓発ポスターコンクールや生徒会選挙への機材貸出などを行っております。

教育委員会といったしましては、各学校に対し、児童会や生徒会、実行委員会等において、児童・生徒が主体的に参画し、他者と協力をしながら、身近な問題を解決できる教育活動を行うよう指導しております。

また、子どもたちが「これから昭島について考えたこと」などを作文にして表現する「未来をひらく発表会」を実施し、自身の生活と社会との関わりを見つめる機会の提供に努めております。

課題といったしましては、主権者として必要な資質・能力を、発達段階に応じた学びを通じて確実に育成していくことに加えて、学校関係者のみならず、地域や企業等を含め、社会全体で主権者教育を推進していく必要があるものと受け止めております。

次に、3点目の主権者教育推進プランの策定についてであります。ご質問において、教育委員会と選挙管理委員会が強く連携し、共同で「主権者教育推進プラン」を策定してはとのご意見をいただきました。

これまでにも、選挙管理委員会と連携し、小中学校における様々な取組を実施し

てまいりました。現時点において、推進プランを策定する考えには至っておりませんが、選挙管理委員会との連携を深める中で、未来を担う子どもたちが、主権者として必要な資質・能力をしっかりと養うことができるよう、主権者教育の取組を推進してまいります。

## 青山 秀雄 議員

### 1 教育問題について（学校教育部）

#### （1）学校教育に関する諸問題について

##### 【学校教育部長】

ご質問の1点目、教育問題についての学校教育に関する諸問題についてご答弁申し上げます。

はじめに、教員の長時間勤務の実態についてありますが、国の指針に基づく目標値は、1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合を100%としており、市内小中学校の昨年度の割合は、小学校では、約85%、中学校では、約68%となっております。小中学校ともに改善傾向にはございますが、依然として教員の時間外在校等時間が長時間に及んでいる状況もございます。

引き続き、各学校とも連携を図り、働き方改革の更なる推進により、教員の心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境整備を進める中で、学校教育の質の維持・向上を図ってまいります。

次に、直近5年間における小中学校教員のメンタルヘルスによる休職者数の状況についてですが、令和3年度6人、令和4年度10人、令和5年度9人、令和6年度4人、令和7年度は、10月末時点で3人となっております。メンタルヘルス対策といったしましては、教職員のストレスチェックを毎年実施し、その結果を踏まえ、更なる職場環境の改善等に反映しております。また、東京都教育委員会のメンタルヘルス相談事業を活用した、こころの病の予防や、早期自覚、早期対処を目的とした精神保健相談など、必要に応じて専門的な機関への相談につなげる取組を実施しております。

次に、いじめの実態についてですが、令和6年度の認知件数につきましては、小学校では129件、中学校では127件となっており、認知件数は増加傾向にございます。その要因といったしましては、いじめ防止対策推進法の改正に伴い、いじめの定義が明確化されるとともに、より具体的な対応措置が求められるようになったこと等から、各学校において軽微ないじめも見逃さず、組織的に対応が行われている結果であると捉えております。

いじめは、子どもたちの健やかな成長を脅かす重大な問題であることから、引き続き、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に全力で取り組んでまいります。

次に、不登校児童・生徒の実態につきましては、令和6年度の不登校児童数は184人、生徒数は169人であり、昨年度と比較して、小学校においては増加し、中

学校では減少しております。

不登校の要因といったしましては、学業、友人関係、家庭環境などの様々な要因があるものと受け止めております。また、休養の必要性を規定した教育機会確保法の趣旨が浸透したことが増加要因の一つと捉えております。

不登校児童・生徒への支援につきましては、児童生徒の声を丁寧に聴き取り、個々の状況に応じて適切に支援していく必要がございます。このため、一人一人のニーズを的確に把握する中で、個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との連携を深める中で、多様な教育機会の確保と支援体制の充実に努めてまいります。

次に、拝島第二小学校における給食調理業務委託についてであります。

はじめに、委託化の考え方についてでありますが、給食調理業務につきましては、正規職員の定年退職に伴う減少に加え、調理業務を担う会計年度任用職員等の安定的な確保が厳しい状況下において、平成23年度から自校給食中学校、令和3年度から学校給食共同調理場の調理業務を順次、民間事業者に委託してまいりました。

こうした経緯を踏まえ、令和3年3月に昭島市学校給食運営基本計画を改定いたし、今後の学校給食の運営方式については、学校給食の提供に支障が生じることのない運営方式として、直営方式で運営する自校給食小学校について、段階的に調理業務の民間委託を実施していくことといたしました。

次に、本年度、調理業務委託を実施したつつじが丘小学校における検証についてでありますが、児童に対しアンケート調査を実施し、味の変化や美味しかった献立、また出してほしい献立等について意見を求めたところ、8割程度の児童から特に味に変化はなく、美味しくなった等の回答がございました。

また、保護者に対しましては、給食試食会等を通じてご意見を伺うなかで、美味しいいただいた、子どもたちが給食をとても楽しみにしているといったご意見をいたしております。

併せて、委託後も引き続き、学校給食の質が維持され、安定提供ができるているかを確認するとともに、委託仕様書に基づき、食品安全管理の徹底や、食品衛生法や学校給食法など、関係法令に基づいた運営がなされているか等について、定期的な確認を実施しております。

次に、拝島第二小学校給食調理室の建築年度につきましては、昭和51年に竣工した施設であり、竣工後49年が経過する中で、施設の老朽化が進んでいることは認識しております。

こうした中、以前から給食調理室に雨漏りが生じていることは把握しておりますが、発生源の特定が難しい状況などから、抜本的な改修等には至っておりません。

引き続き、調理設備や電気系統等への影響、衛生環境に最大限配慮しつつ、必要な修繕に努めてまいります。

なお、自校給食校における調理施設等の状況につきましては、日常点検等による自主点検作業を定期的に実施する中で、確認を行っております。今後、経年劣化による機能回復を図るため、改修等が必要な箇所については、確固たる計画を持つて、しっかりと対応してまいります。

次に、労働安全衛生、食品安全衛生対策についてであります。

労働安全衛生規則の改正などを踏まえ、引き続き、労働災害を防止しつつ、従事者の安全と健康を確保できるよう労働安全衛生に一層努めるとともに、安全性の向上を図るため、学校給食衛生管理基準に基づき、食品安全衛生対策のさらなる徹底に努める中で、これまでと同様に安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供してまいります。

次に、今後の児童生徒数の見通しについてでありますが、本年5月の住民基本台帳に基づく人口データをもとに、現在把握している今後の大型集合住宅の建設に伴う児童・生徒数の増加見込を加えて算出した令和13年度までの教育人口推計では、市内全体では児童・生徒が微増傾向で推移するものの、学校によっては児童・生徒数の増減に大きな差が生じる見込みとなっております。一方で、長期的な視点では、教育人口が減少局面を迎えることが想定されるところであります。

本市では、これまでにも児童・生徒数の増減に対応した学校の統廃合や学区域の見直しを実施しております、引き続き、府内連携のもと情報共有を図りながら、児童・生徒にとってより良い教育環境の整備を進める中で、さらに充実した学校教育の実現に努めてまいります。